

日本赤十字放射線技師会基金運用規定

(目的)

第1条 この規定は会則第23条により第4条の活動を強固にし、その基礎を確立するため積み立て基金について定める。

(積み立て方法)

第2条 前条の目的を達成するために一般会計より毎会計年度10,000円以上の積み立てを行なう。

(積み立て期間)

第3条 基金は300万円に達するまでとする。

(運用)

第4条 基金は理事会の議決を経て運用する。

(会計)

第5条 特別積み立て基金は一般会計特別枠とし、金融機関に預金し保管責任は会長が負う。

(収入)

第6条 基金より生ずる収入は目標額に達するまで基金に繰り入れる。

(監査)

第7条 基金に関する会計監査は監事が行ない、その結果を総会に報告しなければならない。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は理事会にはかり総会の承認を得るものとする。

附 則

この規定は昭和52年11月17日より施行する。

平成10年 5月28日改正

平成12年 6月 5日改正

平成21年 6月 8日改正